

令和7年度

一般競争入札による
市有財産売払いの案内書
【旭が丘五丁目公有地】

令和7年11月

清瀬市総務部建築管財課

目 次

ページ

◇ 入札物件一覧表	2
◇ 一般競争入札による市有財産売払いの申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで	3
◇ 令和7年度一般競争入札による市有財産売払いの御案内	5
1 入札物件の調査等	5
2 一般競争入札参加資格	5
3 契約の条件	6
4 申込みに必要な書類	6
5 申込方法等	7
6 一般競争入札参加資格の喪失	7
7 入札及び開札の日時、場所	7
8 入札の手続	7
9 入札の無効	9
10 落札者の決定方法	9
11 契約の締結等	9
12 売買代金の支払方法	10
13 農地法第5条第1項第6号に係る農地転用届出の手続き	10
14 所有権移転等	11
15 入札結果の公表	11
◇ 地方自治法（抄）	12
◇ 地方自治法施行令（抄）	13
◇ 清瀬市契約事務規則（抄）	14
◇ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）	14
◇ 清瀬市暴力団排除条例（抄）	14
◇ 物件調書について	15
◇ 物件調書	16
◇ 案内図	18
◇ 公図	19
◇ 地積測量図	20
◇ 土地売買契約書（案）	21
◇ 市有財産売払いの一般競争入札参加申込書	25
◇ 清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書	26
◇ 入札保証金提出書	27
◇ 入札書	28
◇ 委任状	29
◇ 封筒の記載例	30

入札物件一覧表

所 在 （地 番）	地目	実測地積(m ²) 公簿地積(m ²)	用途地域	建ぺい率(%) 容積率(%)	最低売却価格 (円)	入札保証金 納付額(円)
清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3	畑	1028.50 m ² 1028 m ²	第一低層 住居専用 地域	50 100	67,881,000	2,040,000

1. 土地の所有者は清瀬市となります。
2. 地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金は、事前に納付してください。
3. 最低売却価格以上の価格で、かつ最高金額の入札をした方が、落札者となります。
4. 申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現況及び利用制限等を御確認の上、お申込みください。なお、物件の引渡しは、現況有姿で行います。
5. 予告なく売払いの中止や内容の変更をする場合があります。その場合、お支払いいただいた保証金や売買代金は返還いたしますが、その他の費用負担はいたしませんので、ご了承ください。
6. 問い合わせ先（申込書提出先）は次のとおりです。

清瀬市総務部建築管財課管財係（清瀬市役所本庁舎3階27番窓口）

電話042-497-1841（直通）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

一般競争入札による市有財産売払いの

申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで

受 付 期 間

令和 7 年 11 月 10 日 (月)から令和 7 年 12 月 8 日 (月)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)



入 札 保 証 金
の 納 付 期 限

令和 7 年 12 月 10 日 (水) 午後 4 時まで

※ 郵送・メールの場合は、令和 7 年 12 月 8 日 (月)午後 4 時清瀬市役所必着

※ 入札受付後にメールで送付する納入通知書にてお振込みをお願いいたします。

※ 納期限の延長は認められませんので、御注意ください。



入札保証金領収書のコピー及び
入札保証金提出書の提出期限

令和 7 年 12 月 10 日 (水) 午後 4 時まで

※ 提出期限の延長は認められませんので、御注意ください。

※ 郵送・メールの場合は、フルカラーでスキャンしたものを清瀬市建築管財課代表メールまでお送りください。



入札・開札・
契 約 説 明 会

令和 7 年 12 月 18 日 (木)午前 10 時 00 分から
清瀬市中里五丁目 8 4 2 番地
清瀬市役所本庁舎 3 階 会見室
受付時間 午前 9 時 30 分から午前 10 時 00 分まで



売買契約の締結期限

令和 8 年 2 月 2 日 (月)

※ 売買契約の締結期限及び売買代金又は契約保証金の納期限の延長は、書面による合意がない場合、認められません。

※ 収入印紙は、物件購入者（落札者）の負担となります。



売買代金の支払い



売買代金の支払いには、次の2通りの方法があります。

- ① 売買契約の締結期限令和8年2月2日(月)までに全額を支払う方法
- ② 売買契約の締結期限までに売買代金の1/10以上の契約保証金を納付し、納期限令和8年3月10日(火)までに売買代金の残金を支払う方法

※ 売買代金の残金の納期限の延長は書面による合意が無い場合、認められません。

所有権の移転
物件の引渡し

登記の手続は清瀬市が行います。

登録免許税等は、物件購入者（落札者）の負担となります。

※引渡しは落札者との協議の上、物件は現況有姿で引き渡したものとします。

令和7年度 一般競争入札による市有財産売払いの御案内

入札に参加される方へ

この一般競争入札による市有財産売払いの手続については、本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、清瀬市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところにより行います。

1 入札物件の調査等

入札に付し、売払いの対象とする入札物件（以下「売買物件」という。）は、2ページの「入札物件一覧表」に記載のとおりです。

現地説明会は開催しません。売買物件は現況有姿での引渡しとなりますので、現況及び土地利用制限等については、必ず御自身で調査、確認してください。

なお、予告なく入札の中止や内容の変更をする場合がありますのでご了承ください。

（問い合わせ先）

〒204-8511 清瀬市中里五丁目8 4 2番

清瀬市 総務部 建築管財課 管財係（清瀬市役所本庁舎3階2 7 番窓口）

電話0 4 2-4 9 7-1 8 4 1（直通）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

2 一般競争入札参加資格

個人及び法人（市内に在住・在勤又は事務所・事業所等の有無を問いません。）の方で指定された期限までに入札保証金、契約保証金及び売買代金を支払うことができる方であれば、どなたでも申込みができます。

ただし、次の(1)～(9)に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する職員
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (3) 清瀬市契約事務規則（昭和61年4月1日規則第4号）第3条の規定に基づく資格停止期間中である者
 - (4) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準（平成12年8月1日施行）第2条の規定に基づく指名停止期間中である者
 - (5) 一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者
 - (6) 本入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
 - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員
 - (8) 清瀬市暴力団排除条例（平成24年清瀬市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者
 - (9) (7)及び(8)に掲げるものから委託を受けた者並びに(7)及び(8)に掲げるものの関係団体・関係者
- ※ 上記条文は、本書内の該当ページにも記載がありますので御参照ください。

3 契約の条件

(1) 禁止する用途

所有権が清瀬市から物件購入者（落札者）（以下「物件購入者」という）へ移転した売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに「清瀬市暴力団排除条例」第2条に規定する暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用途として利用することはできません。

なお、物件購入者が、売買物件の「所有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方（以下「新権利者」という。）に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。

売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

（「所有権の移転等」とは、土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。）

(2) 実地調査

上記(1)の履行を確認するため、清瀬市が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

(3) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合には、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として清瀬市に支払っていただきます。

4 申込みに必要な書類

- (1) 市有財産売払いの一般競争入札参加申込書（本入札案内書内の該当ページをご使用ください。）
- (2) 清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書（本入札案内書内の該当ページをご使用ください。）
- (3) 一般競争入札参加申込書及び誓約書のほかに次の書類が必要となります。（いずれも発行後3か月以内のもの）

ア 申込者が法人の場合

（ア）法人の履歴事項全部証明書（原本）

（イ）法人代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）（原本）

イ 申込者が個人の場合

印鑑登録証明書（原本）

※ 共有で申込む場合は、共有者を含む申込者全員のものがが必要です。

※ 提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

※ 申込書等は下記 URL からダウンロード可能です。

<https://www.city.kiyose.lg.jp/sigotosangyou/keiyakunyuusatu/1014813/1015384.html>

（清瀬市公式ホームページ）→（仕事・産業）→（契約・入札）→（一般競争入札による売払い情報）→（【一般競争入札による売払い情報】旭が丘五丁目公有地）



5 申込方法等

申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月8日（月）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送・メールの場合は、令和7年12月8日（月）午後4時清瀬市役所必着

(2) 受付場所

〒204-8511

清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市 総務部 建築管財課 管財係（清瀬市役所本庁舎3階27番窓口）

電話 042-497-1841（直通）

メール ken_kanzai@city.kiyose.lg.jp

(3) 受付方法

【来庁】

上記(2)の受付場所に直接必要書類を持参してください。

受付後、一般競争入札参加申込書の写しをその場でお渡しします。

【郵送・メール】

申込書の「☐ 郵送・メールによる入札を希望します」にチェックを入れて、上記4の必要書類を郵送又はメールにて送付してください。

郵送の場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便もしくは特定記録郵便で郵送してください。

後日、一般競争入札参加申込書の写しをメールにて送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、5ページの「**2 一般競争入札参加資格**」ただし書きの各号のいずれかに該当したときは、当該一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札及び開札の日時 令和7年12月18日（木）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市役所本庁舎3階 会見室

※ 受付は、午前9時30分から行います。

※ 入札（開札）開始時刻に遅れると入札（開札）に参加できませんので、御注意ください。

※ 入札（開札）会場への入場は、会場のスペースの関係上、各社（者）2名までとさせていただきます。（委任状は入室者1人につき1枚）

※ 入札（開札）参加者以外は入札（開札）会場への入場はできませんので、御了承ください。

8 入札の手続

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金（以下「入札保証金」という。）を納めていただく必要があります。2ページの入札物件一覧表で入札保証金納付額を御確認の上、入札受付後にメールで送付する納入通知書を使用し、入札保証金の納付期限（令和7年12月10日（水）午後4時）までに、市の指定金融機関等で納付してください。

イ 入札保証金提出書

（ア） アにより納付した入札保証金について、入札保証金提出書（本入札案内書内の該当ページをご使用ください。）に必要事項を記載し、記名押印の上、提出してください。

（イ） 落札されなかった方等が納付した入札保証金については、後日返還いたします。返還の手続は、上記（ア）の入札保証金提出書の入札保証金返還先欄に記載された金融機関への口座振込により返還いたします。なお、返還する保証金には利息は付しません。

※ 返還までに1か月程度かかる場合もありますので、予め御了承願います。

ウ 入札保証金領収書のコピー及び入札保証金提出書の提出

次の書類を提出期限の令和7年12月10日（水）午後4時（必着）までに申込先（清瀬市総務部建築管財課管財係）宛てに持参、郵送又はメールにより提出してください。

※ 郵送又はメールで入札に参加される方は、フルカラーでスキャンしたデータを清瀬市建築管財課へメールで送付してください。

メール：ken_kanzai@city.kiyose.lg.jp

（ア） 入札保証金提出書

（イ） 入札保証金領収書のコピー（A4サイズ用の紙にコピーをお願いします。）

※ 期限までに、提出がされない場合は、入札参加を辞退したものとみなします。

(2) 入札方法

ア 入札書は当日持参又は入札（開札）日前日までに届くように郵送又はメールでお送りください。

イ 入札に参加される方は、所定の入札書（本入札案内書内の該当ページをご使用ください。）に必要事項を記載し、記名押印の上、法人名（個人の方の場合は、氏名）を記載した封筒（本入札案内書30ページ参照）に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

ウ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分御注意ください。

(3) 入札（開札）会に持参、または入札（開札）日前日までに郵送・メールにて送付する書類

ア 申込み受付時にお渡しした市有財産売払いの一般競争入札参加申込書の写し

イ 入札書

【直接持参】

法人名（個人の方の場合は、氏名）を記載した封筒（本入札案内書30ページ参照）に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

【郵送】

法人名（個人の方の場合は、氏名）を記載した封筒（本入札案内書30ページ参照）に封入し、郵送してください。

【メール】

記入・押印をした入札書をスキャンし、PDFデータに変換してお送りください。

ウ 委任状（本入札案内書内の該当ページをご使用ください。）

※ 郵送・メールの場合は不要

※ 法人で代表者以外の方（社員の方）が参加される場合も、委任状が必要となります。

エ 本人確認ができる身分証明書

※ 郵送・メールの場合は不要

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 所定の日時までに入札保証金の納付のない者の入札
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (4) 同一物件の入札について、2 通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2 人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (7) 要領が不明確な入札書による入札
- (8) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (9) 最低売却価格に達しない価格で入札した者の入札
- (10) 入札会前日までに届かなかった郵送・メールによる入札
- (11) この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

10 落札者の決定方法

落札者は、清瀬市の最低売却価格以上の価格で、かつ最高金額の入札をした方とします。

ただし、最高金額を入札した方が2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。同価の入札をした方はくじ引きを辞退することはできません。

当日立ち合いをしない場合は、その者に代わって当該入札事務に関係のない市の職員がくじを引きます。

物件の最低売却価格は2 ページの「入札物件一覧表」に記載のとおりです。

なお、最低売却価格に達しない価格で入札した方の入札は、無効となりますので御注意ください。

※ 郵送・メール入札参加者には入札終了後速やかに、電話にて結果をご報告しますので、入札時は可能な限り電話が通じるようにお願いします。（電話がつかない場合はメール又はファックス等により結果をご報告します）

11 契約の締結等

- (1) 売買契約の締結は、令和8年2月2日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 契約の締結期限（令和8年2月2日（月））までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり入札保証金は地方自治法第234条第4項の規定により、清瀬市に帰属することとなりますので、十分御注意ください。
- (3) 土地売買契約書（案）は21 ページから24 ページのとおりです。（売買契約の締結期限までに売買代金の1/10 以上の契約保証金を納付する場合と売買契約の締結期限までに全額を支払う場合で、代金の支払いに関する箇所の記載が異なります。）
- (4) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転の登記に係る登録免許税、本契

約の締結に関して必要な費用は、物件購入者の負担となりますので御承知おきください。

※ 契約の締結期限（令和 8 年 2 月 2 日（月））の延長は、書面による合意がない場合は、認められません。

1 2 売買代金の支払方法

売買代金の支払いは、次の 2 通りの方法がありますので、落札後の契約説明会でいずれの方法にするかお申し出ください。

(1) 売買契約の締結期限（令和 8 年 2 月 2 日（月））までに売買代金の全額を納入する場合

物件購入者は、入札にあたり納付された入札保証金を売買代金の一部に充当し、その差額分を清瀬市が発行する納入通知書により令和 8 年 2 月 2 日（月）までに納付します。納付が明らかにすることができる書類（領収書の原本）を契約の締結期限（令和 8 年 2 月 2 日（月））までに清瀬市に提示します。

清瀬市が全額納入の事実を確認できたときに、土地売買契約の締結を行います。売買物件の所有権は清瀬市から物件購入者へ移転となります。

(2) 売買契約の締結期限（令和 8 年 2 月 2 日（月））までに売買代金の 1/10 以上の契約保証金を納付し、納期限（令和 8 年 3 月 10 日（火））までに売買代金の残額を支払う場合

売買契約の締結期限（令和 8 年 2 月 2 日（月））までに地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 6 第 1 項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として売買代金の 1/10 以上（円未満切上げ）に入札時に納付された入札保証金を契約保証金に充当します。清瀬市が発行する契約保証金の納入通知書により令和 8 年 2 月 2 日（月）までに納付し、納付が明らかにすることができる書類（領収書の原本）を契約の締結期限（令和 8 年 2 月 2 日（月））までに清瀬市に提示する。清瀬市がその納付の事実を確認できたときに、土地売買契約の締結を行います。

その後、物件購入者は、売買代金の残金を清瀬市が発行する納入通知書により納付期限（令和 8 年 3 月 10 日（火））までに納入し、納付が明らかにすることができる書類（領収書の原本）を納期限（令和 8 年 3 月 10 日（火））までに、清瀬市に提示しなければなりません。

清瀬市がその納入の事実が確認できたときに、売買物件の所有権は清瀬市から物件購入者へ移転となります。

※ 分割納入等他の方法によることはできません。

※、売買代金の残金を納期限（令和 8 年 3 月 16 日（火））までに納入しなかった場合には、契約保証金は地方自治法第 2 3 4 条の 2 第 2 項の規定により清瀬市に帰属することになりますので、十分御注意ください。

1 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号に係る農地転用届出の手続き

所有権移転登記手続きを清瀬市が実施する前に、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出が必要となりますが、土地の譲渡相手方として落札者に用意していただく書類がありますので、ご協力ください。

(1) 落札者が法人の場合

ア 落札者が記載すべき内容を記載済みの農地転用届出書

イ 法人の履歴事項全部証明書(原本)

ウ 代表者の印鑑証明書(原本)

(2) 落札者が個人の場合

ア 落札者が記載すべき内容を記載済みの農地転用届出書

イ 住民票（原本）

ウ 印鑑登録証明書（原本）

※ 提出書類は返却しませんので、ご了承ください。

※ 原本で提出する書類は発行から 3 か月以内の書類をご用意ください。

※ この届出に対する受理証明書について、本件所有権移転登記の必要書類となりますので、受理証明書の発行後に登記手続きとなります。

1.4 所有権移転等

(1) 売買物件の所有権は、清瀬市から物件購入者へ移転したときに、現況有姿で引き渡したものとし、引渡書を交付します。なお、現地での引渡しは行いません。

(2) 所有権移転の登記は、物件の引渡し後、清瀬市が行いますが、所有権移転の登記に係る登録免許税は、物件購入者の負担となります。

あらかじめ所定の国税納付書をお渡ししますので、売買代金の納期限までに登録免許税を納付してください。

その登録免許税相当額の**現金領収証書の原本は、所有権移転の登記に必要**となりますので、納期限までに清瀬市に提出しなければなりません。

※ 中間省略登記はできません。

(3) 物件購入者が**法人の場合は、同期日までに法人登記謄本及び印鑑証明書**（発行後 3 か月以内のもの）が必要となります。**個人の方の場合は、売買代金の支払期限までに住民票及び印鑑証明書**（発行後 3 か月以内のもの）の提出が必要となります。

[参 考]

契約締結及び登記申請の際に売買代金以外に必要な費用（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1 売買契約書（清瀬市が保有するもの 1 部）に貼付する収入印紙（国税）（軽減税率）

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	1 万円
5,000 万円を超え 1 億円以下	3 万円
1 億円を超え 5 億円以下	6 万円

2 登録免許税（国税）（軽減税率）

近傍類似地の固定資産税評価額 × 1.5%（百円未満切捨て）

3 その他

その他所有権移転後に必要な費用については、各関係機関等にてご確認ください。

1.5 入札結果の公表

入札の結果については、次のとおりその内容を清瀬市ホームページで公表します。

物件所在地、地目、地積、契約金額、契約の相手方（法人の場合）

地方自治法（抄）

（契約の締結）

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

- 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（職員の行為の制限）

- 第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4） 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6） 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- （7） この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札の入札保証金）

第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

（契約保証金）

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

清瀬市契約事務規則（抄）

（競争入札参加者の資格）

第3条 市長は特別の理由があるものを除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（再発防止処分）

第8条

—————（省略）—————

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

- (1) いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

清瀬市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市内に在住、在勤又は在学をする者及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為（以下「不当行為」という。）の防止及び不当行為により市民の生活又は市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (7) 市職員 清瀬市の職員をいう。

（市の事務事業に係る暴力団排除措置）

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市の事務事業に関する契約（以下「市の契約」という。）又は市の契約に関連する契約に関し、当該市の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

物件調書について

- 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現況及び利用制限等については、必ず御自身で十分な調査、確認等を行ってください。

なお、物件調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。

- 物件は、すべて現況有姿での売買及び引渡しとなります。
- 物件調書の主な項目の見方

【所在地】

所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。

【住居表示】

住居表示は、住居表示が実施されている場合に記載しています。

【面積】

「(公簿)」は、物件の不動産登記簿に表示されている地積を記載しています。

「(実測)」は、物件の実測面積を記載しています。

【法令等に基づく制限】

都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。

【供給処理施設の状況】

「有」物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。

「可」物件の敷地内には供給処理のための引込管等はないが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込みが可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込費用が必要となります。

「不可」物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みができないことを示しています。

なお、引込みの可否、引込工事、費用等に関する詳細については、直接、各供給処理機関（問い合わせ先）にお問い合わせください。

【交通機関】

鉄道、バスは、物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。

物件の周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。

徒歩による所要時間は、80mを1分として換算しています。

【備考欄】

上記のほかに当該物件について、留意していただきたい点について記載しております。

全ての物件について、土壌汚染に関する調査は行っておりません。

留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接、関係各機関にお問い合わせください。

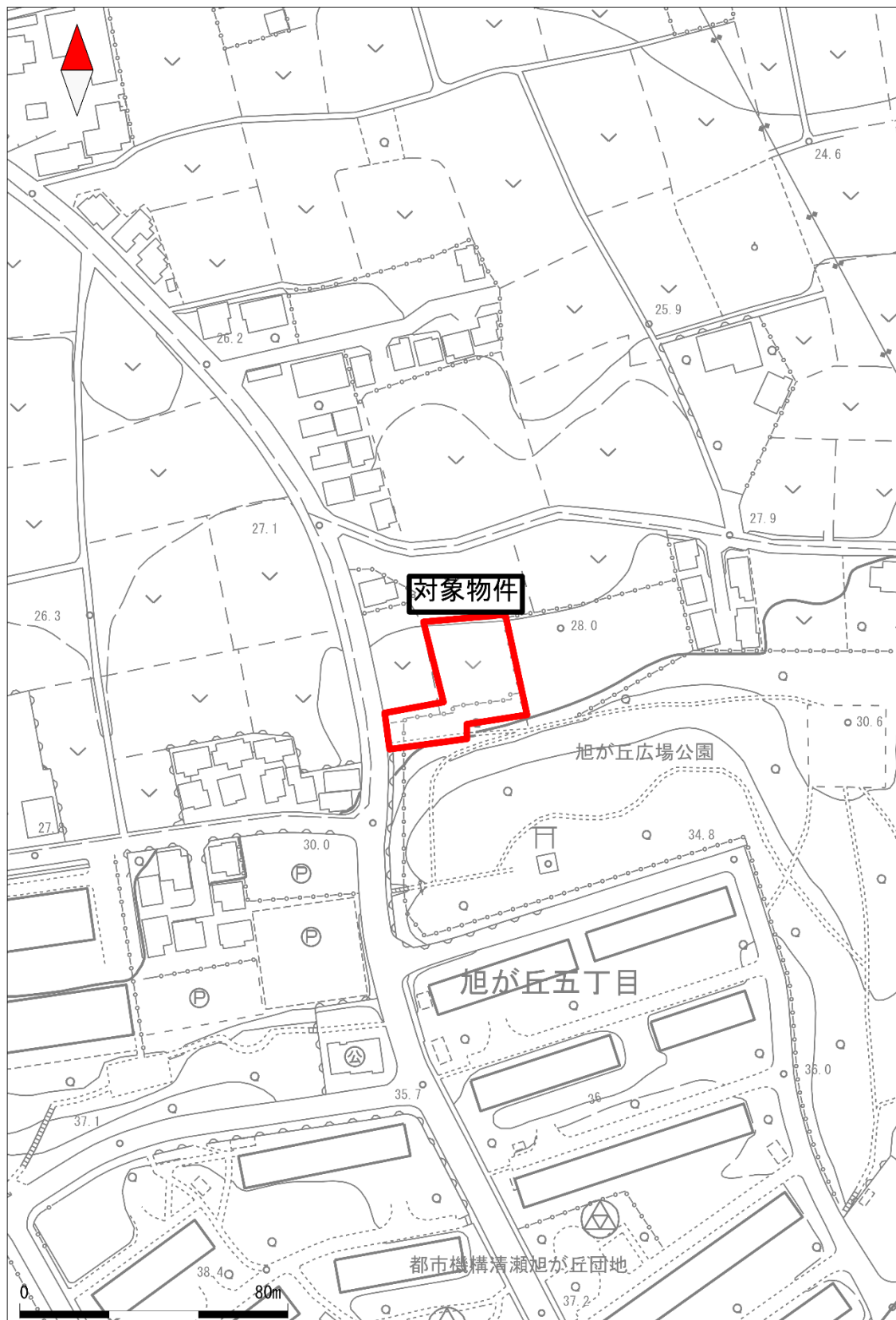
物件調書

所在地	清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3					
実測地積	1028.50 m ²	地目	畑	形状	不整形	
公簿地積	1028 m ²					
接面道路と敷地の関係	西側に幅員 8.00mの市道 0104 号線に接道している					
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域		
	建ぺい率	50%	容積率	100%		
	防火地域	準防火地域	高度地区	第 1 種高度地区		
	外壁後退	—	その他制限	—		
	日影規制	規制される建築物：軒高＞7mまたは地上階数≧3 規制値の種別：b(二) 規制される範囲 5m 超から 10m/10m 超：4 時間以上、2.5 時間以上 測定水平面(地盤面からの高さ)：6.5m				
	その他制限については関係窓口にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	—	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事業所名		電話番号	
	上水道	可	東京都水道局多摩お客様センター		0570-091-100	
	下水道	可	清瀬市都市整備部下水道課		042-497-2531	
	電気	可	東京電力多摩カスタマーセンター		0120-995-661	
	都市ガス	可	東京ガスお客様センター		0570-002-211	
交通機関	鉄 道	JR 武蔵野線 新座駅 約 1800m 徒歩約 23 分				
	鉄 道	西武鉄道 西武池袋線 清瀬駅 約 4100m 徒歩約 51 分				
	バ ス	西武バス 旭が丘団地バス停 徒歩約 4 分				
備考欄	➤ ガードレール撤去等の工事が必要な場合は、落札者の負担となります。 (事前に清瀬市都市整備部道路交通課に自費工事の申請を行ってください。) ➤ 供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。 ➤ 宅地化を行った場合、下水道利用に関連した受益者負担金が発生します。 ➤ 土壌汚染及び地中埋設物に関する調査は行っておりません。 ➤ 清瀬市住環境に関する条例等の確認をお願いします。 ➤ 敷地内にある土地付帯物は売買契約後買主に帰属します。 ➤ 独立行政法人都市再生機構が管理する清瀬市旭が丘五丁目 892 番 1 内の工作物（ネットフェンスの一部、以下「本工作物」という）が清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3 内に一部越境しています。そのことに関して以下のように取り扱います。 1 清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3 の所有者は本工作物が清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3 内に一部越境していることを確認する。 2 独立行政法人都市再生機構が本工作物を大規模改修又は再設置等をする場合は、					

	独立行政法人都市再生機構の責任と負担により本工作物を撤去又は独立行政法人都市再生機構所有地内に再設置するものとする。 3 清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3 の所有者及び独立行政法人都市再生機構は本工作物を存する範囲を含む土地を第三者に譲渡等する場合は上記 1、2 の取り扱いを当該第三者に承継させるものとする。 4 1～3 の取り扱いに定めのない事項又は 1～3 の取り扱いに関し疑義を生じた事項については、清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3 の所有者及び独立行政法人都市再生機構が協議して定めるものとする。
--	--

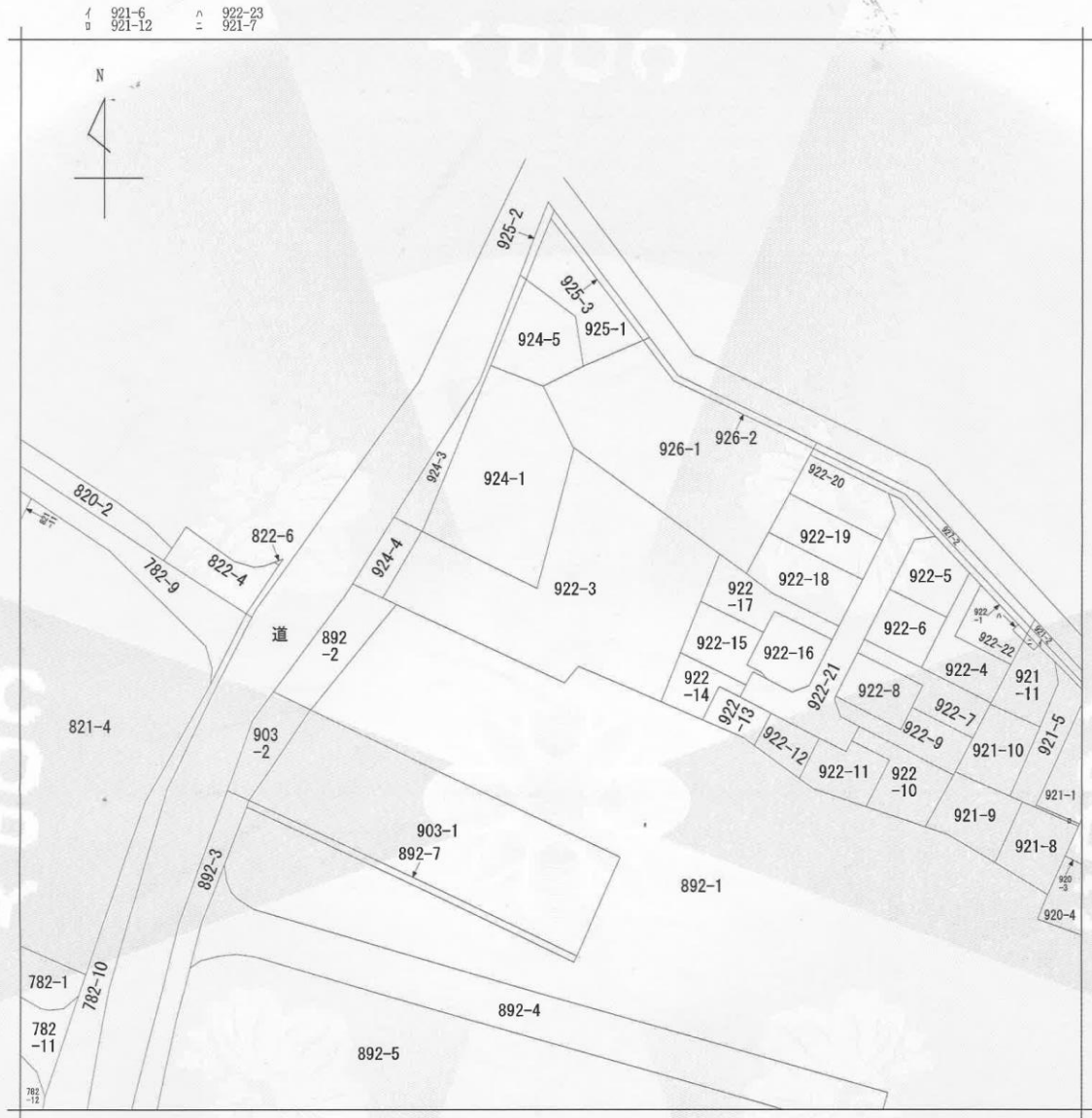
物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現況及び利用制限等については、必ず御自身で調査、確認の上、お申込みください。なお、物件調書と現況が異なる場合は、現況が優先されます。

案内図

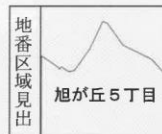


1/1500

公図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	清瀬市旭が丘五丁目				地番	922番3		
出力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月19日
東京法務局田無出張所
請求番号：20-1
(1/1)

登記官

神谷明美

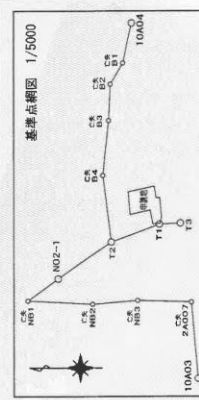
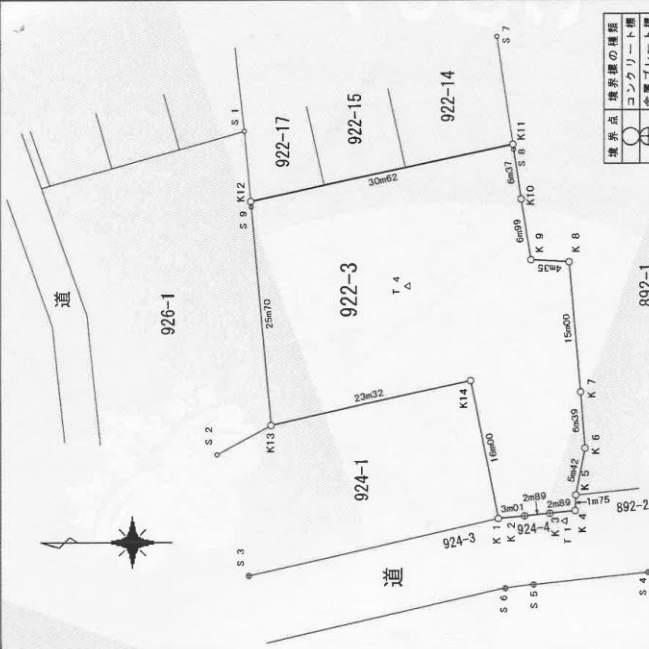


地積測量図

地積測量図

地番 922-3

土地の所在 清瀬市旭が丘五丁目



世界測地系(測地成果2011) 9
縮尺係数 0.999909
測量年月日 令和7年8月2日
※パラメーター変換による。

座標求積表

地番	922-3	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	備
K 1	-22200.432	-26228.548	160833.456336		市コンクリート杭
K 2	-22203.429	-26228.251	154222.115880		市金庫標
K 3	-22206.312	-26227.953	151073.009280		市金庫標
K 4	-22209.189	-26227.652	77476.513548		市コンクリート杭
K 5	-22209.266	-26226.912	29600.054648		コンクリート杭
K 6	-22200.318	-26220.595	15050.621530		コンクリート杭
K 7	-22209.840	-26214.222	-46530.244050		コンクリート杭
K 8	-22208.543	-26199.277	-147999.715773		コンクリート杭
K 9	-22204.191	-26199.028	-143020.493852		コンクリート杭
K 10	-22203.084	-26192.122	-53222.391904		コンクリート杭
K 11	-22202.159	-26185.819	-807911.073607		コンクリート杭
K 12	-22202.231	-26192.306	-723798.184004		コンクリート杭
K 13	-22204.525	-26217.908	657178.081928		コンクリート杭
K 14	-22207.207	-26212.848	670096.253136		コンクリート杭
		借面積	2057.003096		
		地積	1028.5015480		
		面積	1028.50	m ²	

引照点座標

測点名	X	座標	Y	座標	備考
S 1	-22261.509	-26184.242	コンクリート	標	
S 2	-22258.322	-26221.224	コンクリート	標	
S 3	-22261.957	-26235.128	市金庫	標	
S 4	-22307.533	-26234.863	市金庫	標	
S 5	-22294.447	-26236.230	市金庫	標	
S 6	-22291.221	-26236.648	市金庫	標	
S 7	-22290.349	-26173.479	コンクリート	標	
S 8	-22292.250	-26186.437	コンクリート	標	
S 9	-22262.287	-26192.932	コンクリート	標	

基準点座標

測点名	X	座標	Y	座標	備考
T 1	-22298.046	-26228.861			トラバ一板
T 2	-22243.014	-26248.947			トラバ一板
T 3	-22321.846	-26227.676			トラバ一板
T 4	-22280.212	-26201.947			トラバ一板
N02-1	-22182.214	-26290.953			二線基準点
10A03	-22341.774	-26405.407			三線基準点
10A04	-22266.359	-25998.707			三線基準点

登記年月日: 令和7年9月16日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年9月19日 東京法務局田無出張所

登記官

神明美



作成者 東京都東久留米市八幡町二丁目5番12号
土地家屋調査士 塩野均 (令和7年8月3日作成)

申請人 清瀬市長 渋谷桂司

縮尺 1/500

請求番号: 20-2

収入

印紙

清契第 号

土地売買契約書(案)

清瀬市を売主、落札者を買主とし、買主は、令和7年度一般競争入札による市有財産売払いの案内書【旭が丘五丁目公有地】に記載された内容をすべて承知し、売主及び買主の間において、次の条項により土地売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買の対象は、次の物件（以下「売買物件」という。）とする。

- (1) 土地の所在 清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3
- (2) 地 目 畑
- (3) 地 積 合計 1028.50 m² （実測地積）

(売買代金)

第2条 売買物件の価格は、金（落札金額）円（以下「売買代金」という。）とする。

(契約保証金)

第3条 買主は、本契約の締結と同時に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16第1項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として金（落札金額の10分の1以上（円未満切上げ））円を売主の発行する納入通知書により、令和8年2月2日（月）までに売主に納付しなければならない。ただし、売買契約の締結期限及び売買代金又は契約保証金の納期限は協議によって変更される場合がある。

- 2 納付済みの地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金は、契約保証金の一部として充当する。
- 3 契約保証金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 契約保証金には、利息を付さない。
- 5 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当する。
- 6 買主が次条に定める義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、契約保証金は売主に帰属する。
- 7 買主は、前項の規定により、契約保証金が売主に帰属したことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

(代金の支払い)

第4条 買主は、第2条の売買代金のうち、契約保証金の額を控除した金 円（以下「売買代金の残金」という。）を、売主の発行する納入通知書により令和8年3月10日（火）（以下「納期限」という。）までに売主に支払わなければならない。ただし、売買契約の締結期限及び売買代金又は契約保証金の納期限は協議によって変更される場合がある。

- 2 売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、買主が、売買代金の残金を納期限までに納入したことを明らかにする書類（領収書の原本をいう。）を売主に提示したときに、売主から買主に移転する。

- 2 買主は、前項の提示を売買代金の残金の納期限までに行わなければならない。

（所有権の移転登記）

第6条 買主は、前条第1項の提示した日（以下「所有権移転の日」という。）の後、直ちに売主に対し、登録免許税相当額の現金領収証書の原本及び資格証明書（法人の場合）を添えて、所有権の移転登記を請求しなければならない。

2 売主は、前項の規定による買主からの請求に基づき、遅滞なく所有権の移転登記を囑託する。

（売買物件の引渡し）

第7条 売主は、所有権移転の日に売買物件を現況有姿で引き渡したものとし、買主が記名押印した売買物件の受領証と引き換えに売買物件の引渡書を買主に交付するものとする。

（契約不適合責任）

第8条 本契約締結後、乙は甲に対し、本件売買物件の種類、品質、数量に関して契約内容に不適合であることを理由として売買代金の減額・追完、本契約の解除又は損害賠償請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合においては、第7条に定める引き渡し日から1年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（危険負担）

第9条 買主は、本契約を締結した日から所有権移転の日までの間において、売買物件が売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

（風俗営業等の禁止）

第10条 買主は、売買物件（その上の建物等を含む。）を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに清瀬市暴力団排除条例（平成24年清瀬市条例第33号以下「条例」という。）第2条第1号に定める暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用（以下「禁止用途」という。）に供してはならない。

（禁止用途に関する承継の義務）

第11条 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、当該第三者に禁止用途に関する義務を書面によって承継させ、その義務の履行を確保する義務を負うものとする。

2 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは当該第三者に対して禁止用途に関する義務に違反する使用をさせてはならない。

3 前2項における当該第三者の禁止用途に関する義務の違反に対する責務は、買主が負わなければならない。

（実地調査等）

第12条 売主は、前条第2項に定める義務に関し、必要があると認めるときは、買主に対して履行状況を確認するため、立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料等の提出を求めることができる。

2 買主は、売主から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延してはならない。

（違約金）

第13条 買主は、第10条又は第11条に定める禁止用途に関する義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として売主に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第18条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(暴力団排除に関する契約の解除)

第15条 売主は、警視庁からの通知又は回答により、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 条例第2条第1号に規定する暴力団

(2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員等

(3) 条例第2条第3号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき

(買主の原状回復義務)

第16条 買主は、売主が解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

(返還金等)

第17条 売主は、買主の前条に定める義務の履行を確認したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主は、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主は、買主が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第18条 買主は、本契約に定める義務を履行しないことにより、売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 売主は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第13条に定める違約金、又は前条に定める損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 買主は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく売主に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結に関して必要な費用は、買主の負担とする。

(公租公課等の負担)

第22条 契約締結後の売買土地に係る公租公課及びその余の賦課金については、買主が負担するものとする。

(近隣住民等への配慮)

第23条 買主は、所有権移転の日以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように配慮しなければならない。

(工作物の越境)

第24条 独立行政法人都市再生機構が管理する清瀬市旭が丘五丁目892番1内の工作物（ネットフェンスの一部、以下「本工作物」という）が清瀬市旭が丘五丁目922番3内に一部越境している。そのことに関して以下のように取り扱う。

- (1) 清瀬市旭が丘五丁目922番3の所有者は本工作物が清瀬市旭が丘五丁目922番3内に一部越境していることを確認する。
- (2) 独立行政法人都市再生機構が本工作物を大規模改修又は再設置等をする場合は、独立行政法人都市再生機構の責任と負担により本工作物を撤去又は独立行政法人都市再生機構所有地内に再設置するものとする。
- (3) 清瀬市旭が丘五丁目922番3の所有者及び独立行政法人都市再生機構は本工作物を存する範囲を含む土地を第三者に譲渡等する場合は上記(1)、(2)の取り扱いを当該第三者に承継させるものとする。
- (4) (1)～(3)の取り扱いに定めのない事項又は(1)～(3)の取り扱いに関し疑義を生じた事項については、清瀬市旭が丘五丁目922番3の所有者及び独立行政法人都市再生機構が協議して定めるものとする。

(信義誠実の義務)

第25条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第26条 本契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、清瀬市契約事務規則（昭和61年4月1日規則第4号）等によるほか売主と買主とが協議のうえ決定する。

(合意管轄)

第27条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、売主及び買主それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長 澁谷 桂司

買主 住 所

氏 名

市有財産売払いの一般競争入札参加申込書

(令和7年度 一般競争入札による市有財産売払い【旭が丘五丁目公有地】)

令和7年 月 日

(あて先)
清瀬市長

【申込者】

住 所 又は 所 在	〒 電話 ()
ふりがな 氏名 又は法人名 代表者名	実印

「令和7年度 一般競争入札による市有財産売払いの案内書」に記載された内容を全て承知し、次の市有財産売払いの一般競争入札に参加のため、必要書類を添えて申込みます。

なお、本申込書及び本申込みに必要な書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

【入札参加物件】

所 在 地 (地番)	実測面積 (㎡)
旭が丘五丁目 922 番 3	1028.50

※ 入札に参加される方は、提出した市有財産売払いの一般競争入札参加申込書のコピーを受付時に渡しますので(郵送・メールの場合は後日、メールにて送付します)、入札時に必ず持参してください。

1 申込者が法人の履歴事項全部証明書、代表者の印鑑証明書(法務局に届け出た印鑑の証明書)及び名刺(担当者)、個人の場合は、清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書及び印鑑登録証明書、法人の場合は、清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書の提出が必要となります。(証明書類はいずれも発行後3か月以内のもの)

2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。

3 開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年12月18日(木)午前10時00分

(2) 場 所 清瀬市中里五丁目842番

清瀬市役所本庁舎3階 会見室

受付時間 午前9時30分から午前10時00分

☐ 郵送・メールによる入札を希望します

※ 郵送またはメールによる入札書の提出をされる場合は、上の「☐」にチェックをしてください。

清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書

(令和 7 年度 一般競争入札による市有財産売払い【旭が丘五丁目公有地】)

令和 7 年 月 日

(申込日同日)

私（当法人及び当法人役員等）は、清瀬市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、清瀬市が本様式に記載されたすべての者の個人情報を警視庁に照会することについて同意します。

1 申込者（個人の場合のみ）

氏名

実印

(ふりがな) 氏 名	生年月日 (和歴)	性 別	住 所

2 申込者（法人の場合のみ）

法人名

代表者名

実印

入札参加申込時点の役員

役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日 (和歴)	性 別	住 所

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

入札保証金提出書

（令和 7 年度 一般競争入札による市有財産の売り払い【旭が丘五丁目公有地】）

令和 7 年 月 日

（あて先）

清瀬市長

【入札者】

住 所 又は 所 在 ふりがな 氏名 又は法人名 代表者名	〒 電話 ()
	実印

令和 7 年 12 月 18 日（木）執行の一般競争入札による市有財産売払い【旭が丘五丁目公有地】の入札保証金として下記の金額を提出します。

入札保証金の金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	2	0	4	0	0	0	0

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を下記の返還先に振り込んでください。

（返還先）

金融機関名	銀行								支店
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()								
口座番号									
(ふりがな) 口座名義人（請求人）									

- ※ 1 入札参加申込者、入札者及び口座名義人（請求者）は、すべて同一人にしてください。
- 2 入札保証金の金額は、納付金額を記載してください。
- 3 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- 4 入札保証金提出書と入札保証金領収書のコピー（A4 サイズ）を一緒に提出してください。
- 5 上記 5 の提出期限は、**令和 7 年 12 月 10 日（水）**です。

入 札 書

(令和 7 年度 一般競争入札による市有財産売払い【旭が丘五丁目公有地】)

令和 7 年 月 日

(あて先) 清瀬市長

入札者 住 所
(所 在)

ふりがな

氏 名

(法人名・代表者名)

実印

代理人 住 所
(所 在)

ふりがな

氏 名

印

「令和 7 年度 一般競争入札による市有財産売払いの案内書【旭が丘五丁目公有地】」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件の 所在地 (地番)	清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3										
金 額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

- ※ 1 代理人による入札の場合は、入札者の住所、氏名の記載及び押印のほかに、代理人の住所、氏名の記載及び押印と委任状の提出が必要です。
なお、この場合の代理人の住所、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
- 2 入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、**金額の頭初に「¥」を必ず記入してください。**
入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
- 3 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 4 入札書は、氏名（法人名）を記載した封筒に封入してください。

委任状

(令和7年度 一般競争入札による市有財産売払い【旭が丘五丁目公有地】)

令和7年 月 日

(宛先) 清瀬市長

申 込 者
(委 任 者)

住所又は 法人所在地	〒 電話 ()
ふりがな 氏名又は 法人名 代表者名	実印

私は、次の者を代理人と定め、令和7年12月18日(木)執行の令和7年度市有財産売払いの一般競争入札開札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人
(受 任 者)

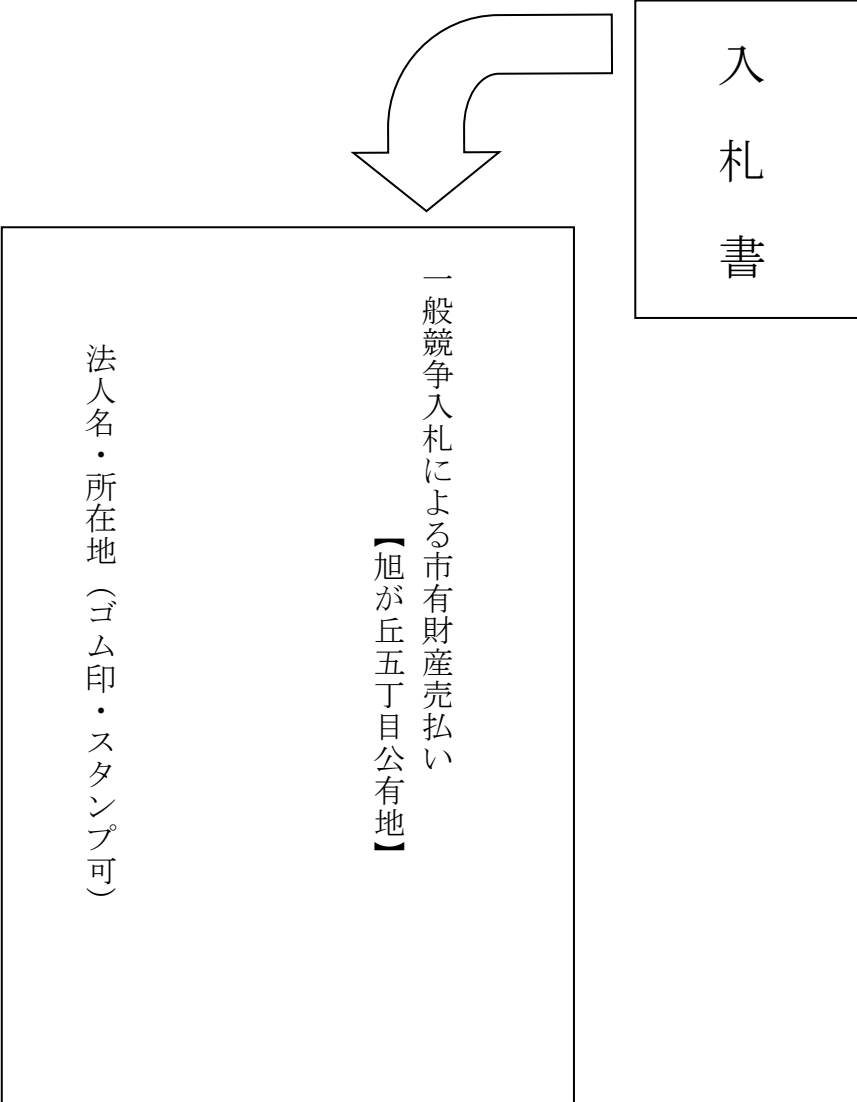
住 所 又は 法人所在地	〒 電話 ()
ふりがな 氏 名	印

入札参加物件

所在地	実測面積 (㎡)
清瀬市旭が丘五丁目 922 番 3	1028.50 ㎡

- ※1 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 2 委任状に記載した代理人(受任者)の住所、氏名及び代理人(受任者)の印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。
- 3 代理人による入札参加者は、たとえ法人の従業員であっても、申請書の申込者として記載されていない場合、委任状の提出が必要です。
- 4 入札当日、身分証明書による代理人(受任者)の本人確認を行います。

封筒の記載例



入札書

一般競争入札による市有財産売払い
【旭が丘五丁目公有地】

法人名・所在地（ゴム印・スタンプ可）

※個人の場合は、氏名をご記入ください

清瀬市